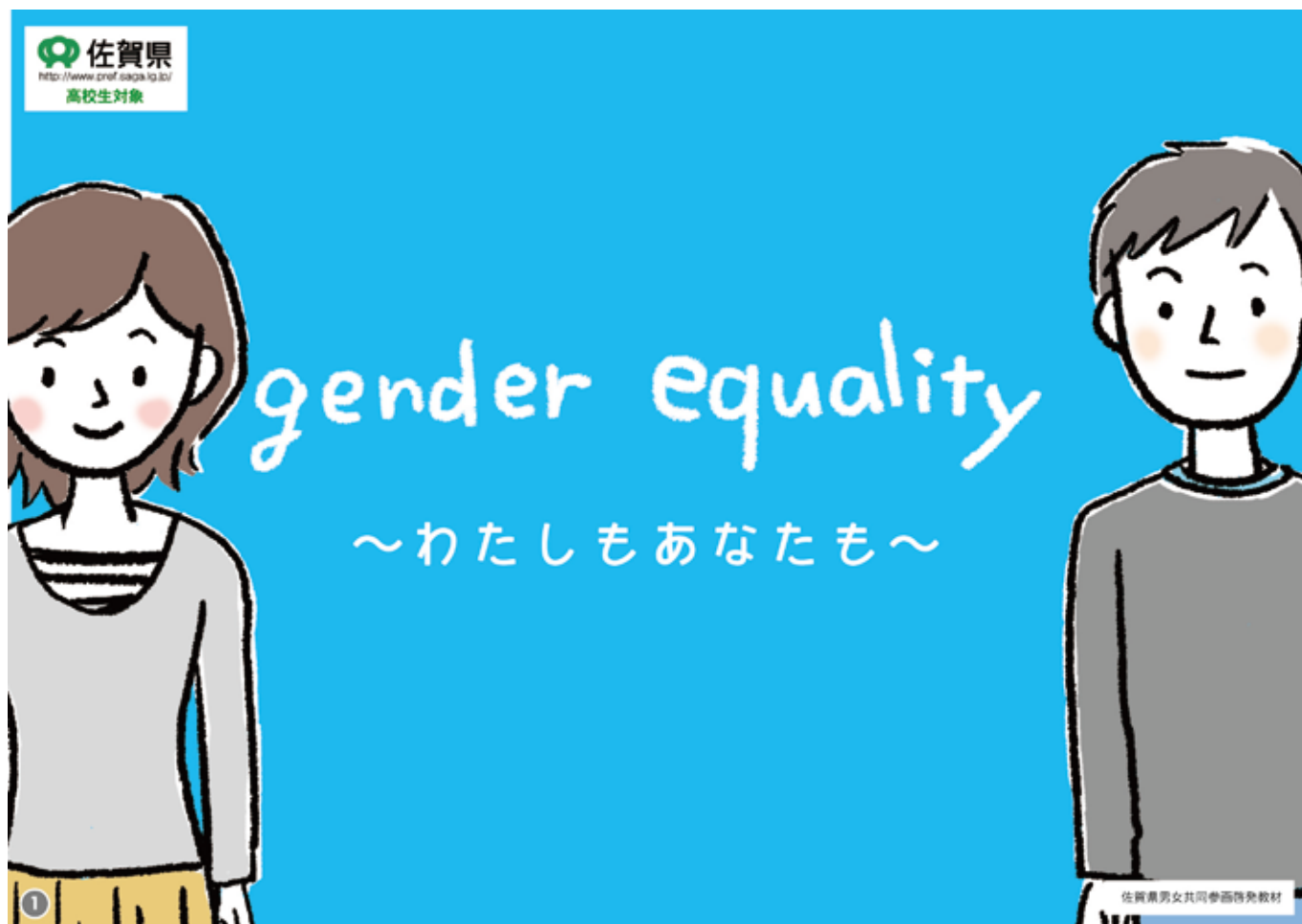


高校生対象 活用手引書



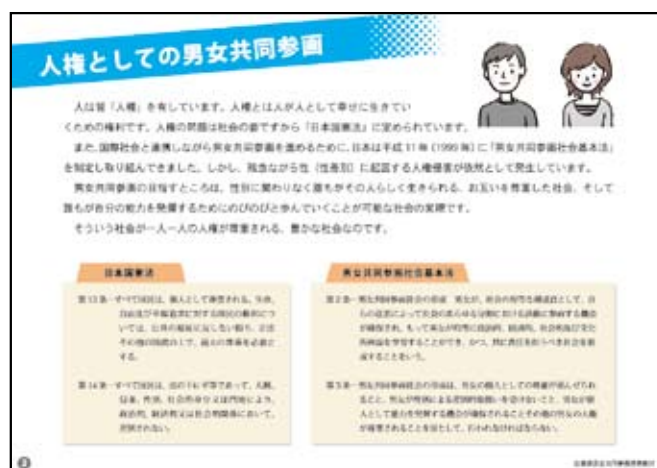
- 発行: 佐賀県 平成24年3月
- 製作: 佐賀県立男女共同参画センター
- 企画・協力: 男女共同参画啓発用資材作成委員会

問い合わせ先: 佐賀県立男女共同参画センター
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11
TEL 0952-26-0011
FAX 0952-25-5591
E-mail danjo@avance.or.jp

人権としての男女共同参画(P2)

【ねらい】

“男女共同参画社会のめざすところ”とは何か、「日本国憲法」や「男女共同参画社会基本法」を取り上げ、人権尊重の視点から、男女共同参画社会実現の必要性について理解を深める。



【指導のポイント】

1. 人権を法律からとらえる

「日本国憲法」では、人権は人間の固有の尊厳に由来するものであると考えられている。

第13条では“個人の尊重”、第14条では“法の下での平等”を定めており、いかに自由が確保されたとしても、平等でなければ個人の尊重が果たされたとはいえない。

2. 男女共同参画社会基本法の制定

1999年 男女共同参画社会基本法 公布、施行

日本社会の少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加により、今後、社会を支える働き手の確保が一層大きな課題となっていくことが明らかであり、女性の社会参画と男性の家庭参画が求められている。そのためにも「男は仕事、女は家庭」という「固定的性別役割分担意識」(★)の解消と、誰もが働きやすい社会づくりのための「男女共同参画社会」の実現が必要とされている。

3. 男女共同参画社会基本法前文

『男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる』男女共同参画社会の実現が、『21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題』であると位置づけている。

4. 男女共同参画社会基本法の定義

基本法では次のことを定義している

- ・男女は社会の対等な構成員である
- ・自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されている
- ・男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる
- ・共に責任を担うべき社会を形成する
- ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(★)の提供

5. 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある。

○社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要がある。

○政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要がある。

○家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要がある。

○国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切である。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要がある。

【データ】

1. 男女共同参画社会基本法制定までの流れ

1975年→国際婦人年世界会議で採択された“世界行動計画”を国内の施策に取り入れる。

1979年→国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約」(女子差別撤廃条約)が採択される。

日本では、条約に批准するため国内法の整備(国籍法の改正・男女雇用機会均等法の制定・高校家庭科男女共修など)を進める。

1985年→日本は「女子差別撤廃条約」を批准

21世紀を展望した男女共同参画社会のビジョンとしての法律が必要であるとされた。

1999年→「男女共同参画社会基本法」公布、施行

2. 世界の中で

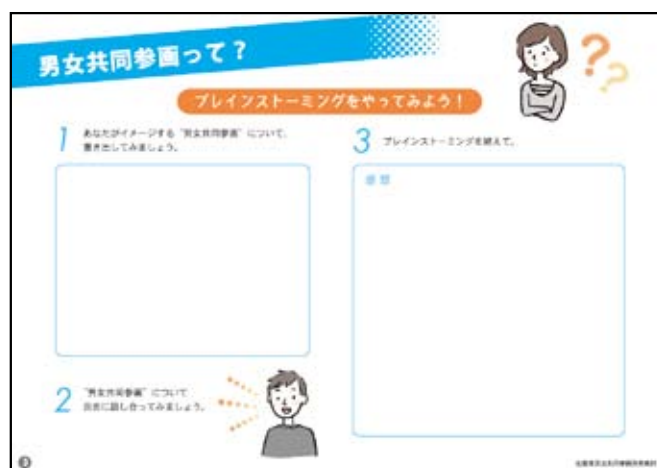
「女子差別撤廃条約」の条約締結国である日本において、非嫡出子の相続差別や(選択的)夫婦別姓などの民法の改正、男女の賃金格差の解消や女性に対する暴力根絶のための施策が進まないことなどに関して、政府は「国連女性差別撤廃委員会」から何度も是正勧告を受けている。

★巻末用語集参照

男女共同参画って？ (P3)

【ねらい】

- ①ブレインストーミング※を用いて、各生徒が持っている“男女共同参画”の知識やイメージについて知る。また、“男女共同参画”について書けない生徒については、その知識が無い(少ない)ことに気づかせる。
- ②ブレインストーミングを終えて感想を書くことにより、これから学習する“男女共同参画”の内容について、生徒の興味・関心を高める。



【指導のポイント】

1. ブレインストーミングの指導方法

- ①「あなたがイメージする“男女共同参画”について3分間でできるだけ書き出してみよう」と生徒へ投げかける。
- ②5～7名のグループを作らせる。
- ③ブレインストーミングの過程では、4原則(ルール)を守るように心掛ける。

●ブレインストーミングの4原則

判断・結論を出さない(結論厳禁)

自由なアイデア抽出を制限するような、判断・結論は慎む。判断・結論は、ブレインストーミングの次の段階にゆずる。ただし可能性を広く抽出するための質問や意見ならば、その場で自由にぶつけ合う。

粗野な考えを歓迎する(自由奔放)

誰もが思いつきそうなアイデアよりも、奇抜な考え方やユニークで斬新なアイデアを重視する。新規性のある発明はたいてい最初は笑いものにされる事が多く、そういった提案こそを重視すること。

量を重視する(質より量)

さまざまな角度から、多くのアイデアを出す。一般的な考え方・アイデアはもちろん、一般的でなく新規性のある考え方・アイデアまであらゆる提案を歓迎する。

アイデアを結合し発展させる(結合改善)

別々のアイデアをくっつけたり一部を変化させたりすることで、新たなアイデアを生み出していく。他人の意見に便乗することが推奨される。

2. ブレインストーミングにおいて、各自が書いた内容をもとに、自由に話し合いをするなかで、書き出されたものを、分類してみる。

例) 個人的・家族的・地域的・日本的・国際的・政治的・経済的・社会的・文化的

3. ブレインストーミングを終えての感想を書く。

4. これから学習していく“男女共同参画”について、解説する。

※ブレインストーミング

集団で自由にアイデアを出し合い、他人の意見を聞き連想を行うことによりさらにアイデアを生み出そうとする集団思考法。

【データ】 “男女共同参画”を考える上で重要となってくる概念

- gender (ジェンダー)(★) ・gender bias (ジェンダー・バイアス)(★)
- gender equality (ジェンダー・イクオリティ)(★)

•国際的にみると…

日本ではスカートは女性が着用するものというイメージがあるが、スコットランドではキルトと呼ばれるスカート(民族衣装)を男性が着用する。

•スポーツでみると…

以前はボクシング・野球・サッカーなどは男性のスポーツ、新体操は女性のスポーツというイメージであった。

★巻末用語集参照

なりたい自分になろう！ (P4)

【ねらい】

- ①男女の性別にとらわれず、自分の興味や個性を生かして、職業を選択できることを知り、自己実現につなげる。
- ②進学について、男女の格差がある状況を知り、背景について考える機会とする。



【指導のポイント】

1. 自分が今考えている進路選択と照らし合わせて、性別にとらわれていないかを考えさせる。

(参考)呼び方が変わった職業例

- ・保母、保父→保育士
- ・看護婦→看護師
- ・保健婦→保健師
- ・スチュワーデス→客室乗務員(キャビンアテンダント)など

2. 「なりたい自分」についてイメージをふくらまし、自分自身のライフスタイルについて言語化させる。

3. 自分の夢と進路選択を結びつけ、達成するための具体的な目標を持たせる。

4. 進路選択としての進学希望については、多様な家庭環境に配慮する。

5. 「学校種類別進学率」から何が見えてくるか考えさせ、その背景についても考えさせる。

(参考)

内閣府発行の「平成22年版男女共同参画白書」によると、女性の高等教育在学率は、米国や北欧諸国では9割を超えているが、我が国では約5割と極めて低い。また、女性の在学率が男性より低いのは日本と韓国だけである。高等教育を受けた女性の能力が就業に十分活かされているとは言い難い状況があり、『教育機会の充実等によって女性の能力を高め、それを発揮できる環境整備を進めていく必要がある』としている。

6. 多様化する「働き方」について、日本社会の状況について理解を深める

(参考)

平成22年労働力調査では、全雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、比較可能な平成14年以降で最も高くなり、女性では53.8%となった。

男女の賃金格差を見ると、男性の一般労働者の1時間あたりの賃金を100としたとき、女性短時間労働者の給与水準は40台にとどまっている。

7. 教材のワークシート（30歳の自分は何をしていると思いますか？）に記入させる。その際30歳という設定はなぜなのかも考えさせる。

※30歳という年齢は家庭・仕事・出産・育児などを考える時期でもあり、生徒が具体的にイメージしやすいのではないと思われる。

働きつづけるために(P5)

【ねらい】

働きつづけるために、さまざまな法的な保障制度がとられていることや、相談窓口があることを知る。



【各法律の補足】 ※教材にあげてある以外の項目

男女雇用機会均等法	<ul style="list-style-type: none"> ○深夜業従事の働く女性に対する安全の確保 ○男女の均等な機会と待遇を実質的に確保するための事業者に対する国の補助 ○働く人と雇い主との間に、紛争や苦情が生じた場合の救済措置 ○昇進に関して転勤経験を条件とすることの禁止 <p>【相談窓口】 労働局雇用均等室</p>
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ○男女同一賃金の原則 ○休憩は労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は1時間 ○休日は毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上 ○産前産後休業 <ul style="list-style-type: none"> ・産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は、女性の請求があった場合には就業禁止。 ・産後8週間は女性の就業禁止。ただし、産後6週間経過後は女性が請求し医師が支障がないと認めた業務に就かせることは可能。 <p>※長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とし、労働基準法の一部が改正され、平成22年4月1日から施行されている。</p> <p>【相談窓口】 労働基準監督署</p>
育児・介護休業法	<p>【育児休業法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パパ・ママ育休プラス…両親がともに育児休業をするなど一定の要件を満たす場合は、「原則1歳まで」から「1歳2か月まで」に延長できる。 ○法定時間外労働の制限 ○深夜業（午後10時～午前5時）の制限 ○転勤の配慮…育児期の従業員の転勤に一定の配慮を求める ○不利益取扱いの禁止…上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる <p>【介護休業法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○深夜業（午後10時～午前5時）の制限 ○転勤の配慮…家族の介護を要する従業員の転勤に一定の配慮を求める ○不利益取扱いの禁止…上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる <p>【相談窓口】 労働局雇用均等室</p>

※法律の内容に関しては概要を記載しています。詳細についてはご確認ください。

参考資料：厚生労働省ホームページより 「男女雇用機会均等法のあらまし」「育児・介護休業法のあらまし」

お互いを尊重しよう(P6)

【ねらい】

親密な男女間の暴力であるデートDVについて理解する。
 お互いの気持ちを尊重できる関係づくりについて考える。



【指導のポイント】

※次頁（あなたの心と体）も関連づけて指導する。

1. 日常生活で起こる“こんなことってない？”ということについて例を挙げる。

【例】

- ・ 親しい関係の異性から、携帯電話を勝手に見られる。
- ・ 親しい関係の異性から、束縛される。
- ・ 親しい関係の異性から、暴力を受ける。

2. ドメスティック・バイオレンスについて説明する。

- ・ DVは大人にだけ起こる問題ではない。
- ・ 身体的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力、精神的な暴力などさまざまな問題がある。
- ・ 相手を支配、コントロールする手段として、さまざまな暴力が使われる。

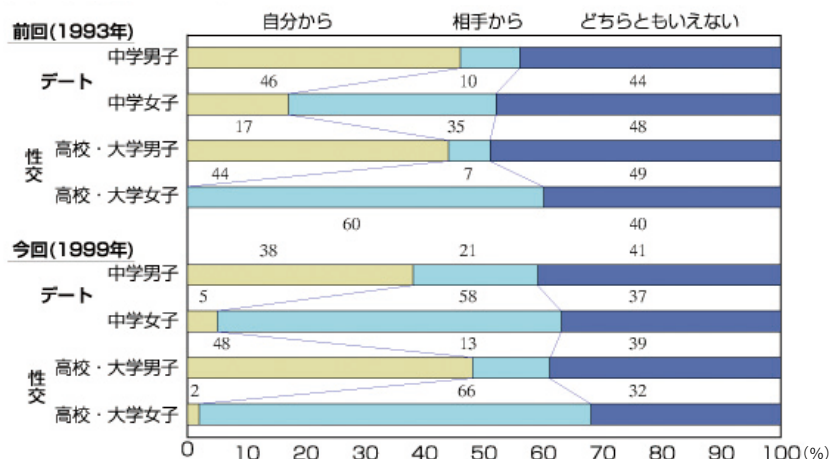
3. 性行動におけるイニシアチブ（主導権）について説明する。

- ・ 中学生や高校生では、デートや性交は男性の主導権が高い。

4. データをもとに、お互いに尊重しあう関係づくりのために“I（自分）メッセージ”「私はこう思う」としっかりと気持ちを伝えるようにし、相手の気持ちや言葉を受け入れ尊重しよう。

【データ】

性行動におけるイニシアチブについて



※デートは「主に誘うのはどちらか」、性交は「初めて経験したとき要求したのはどちらか」についての回答。

(財)日本性教育協会「青少年の性行動調査(第5回)」より

あなたの心と体(P7)

【ねらい】

- ①どんなに親しい相手、好きな相手にも“NO”と言える対等な関係づくりへの意識形成をする。
- ②人工妊娠中絶、性感染症の問題について理解を深め、自分のこれからの性行動の在り方について考え、さまざまな相談窓口があることを理解する。



【指導のポイント】

※前頁(お互いを尊重しよう)も関連づけて指導する。

1. 望まない性交、望まない妊娠をしないための関係づくりについて生徒に考えさせる。
2. 全国的に見た佐賀県の人工妊娠中絶の状況とその理由を、生徒に考えさせる。

(参考)佐賀県の中絶率の高さはすべての年代で見られ、その理由として、佐賀県では低用量ピルの使用量が全国で下から2番目の低さであること、他県と比較して避妊なしの性行為に“NO”が言えない率が高いこと、正しい避妊方法の知識が乏しく、膣外射精を避妊法と思っている人が多いことなどが考えられる。

「自分で選んでいい」「NO！と言っていていい」ことを理解し自己肯定感を高めるとともに、ピルや避妊リングなどの女性主体の避妊法の促進が必要であると思われる。

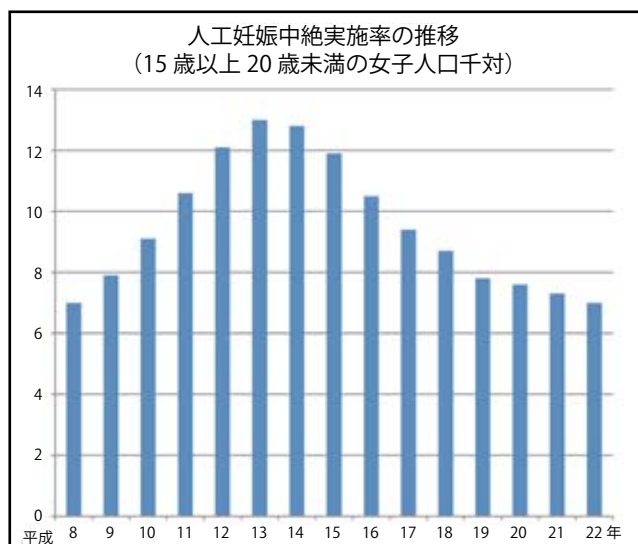
3. 性感染症について

性感染症とは性行為により感染する病気である。日本の若者の10人に1人が感染しているといわれており、身近な問題として考える必要がある。

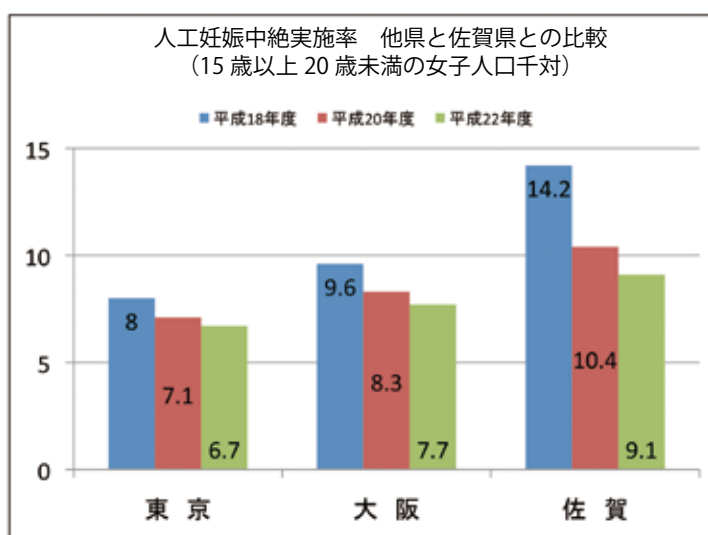
- ・若い世代で流行している性感染症に“クラミジア”が挙げられ、特に女性はクラミジアに感染しても自覚症状が出にくいいため、感染に気づかない場合が多い。
- ・性感染症に感染することにより男女とも不妊症の原因となったりHIVに感染しやすくなることがある。

4. さまざまな相談窓口があることを説明する。

【データ】



厚生労働省「衛生行政報告例」、「母体保護統計報告」人工妊娠中絶実施率より作成
平成13年度までは「母体保護統計報告」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値である。



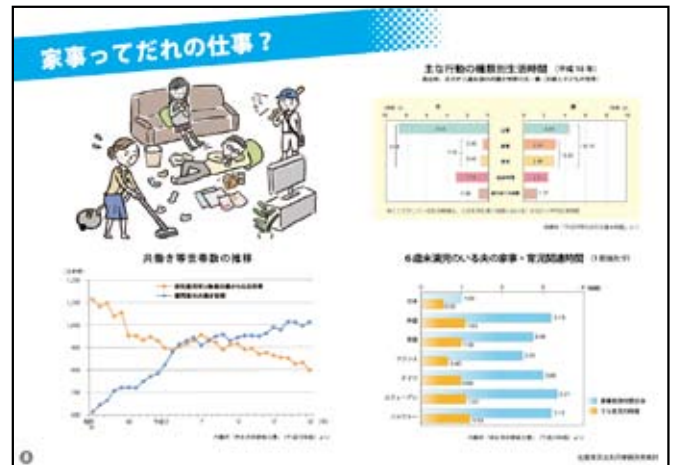
厚生労働省「衛生行政報告例」人工妊娠中絶実施率(平成18・20・22年度)より作成
※分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。

家事ってだれの仕事？ (P8)

【ねらい】

～家庭生活における「男女共同参画」(家事編)～

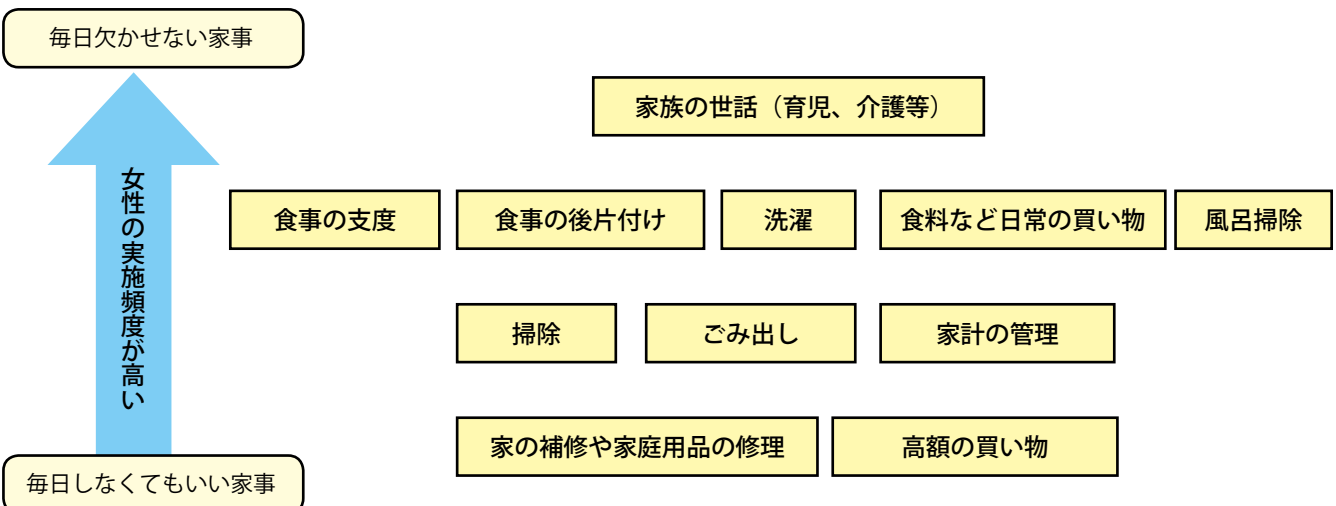
- ①家事への「固定的性別役割分担意識」(★)に気づき、一人一人が自立することで互いを認め合い、家族が協力して住みよい家庭を築く意識を形成する。
- ②共働き世帯の増加などの変化の背景を考え、自分のライフスタイルをイメージする。



【指導のポイント】

1. イラストから、自分やまわりの家庭生活での役割分担について考えさせる。家族の多様化や生徒の家庭環境等に配慮して指導する。
2. グラフから何が読み取れるかを気づかせ、家事が女性に偏りがちな実態とその問題点の説明をする。
3. 家族それぞれが自分らしく生きるためには、家事を分担しあう姿勢が大切である。生徒は高校生の立場で何ができるかを考えさせる。
4. 生徒の意見や感想については、それぞれを尊重しながらも、男女共同参画社会の実現に結びつくような方向を示唆する。

【データ】 家事の分類



「男は仕事、女は家庭」という「固定的性別役割分担」から「男は仕事、女は仕事も家庭も」という「新性別役割分担」になってきており、働く女性の多くが仕事から帰宅したのち家事をこなすという「ダブルシフト」を余儀なくされている実態がある（グラフから読み取る）。結婚しない女性や2人目の出産をためらう女性が増えてきていることとの関連があるのではとされている。

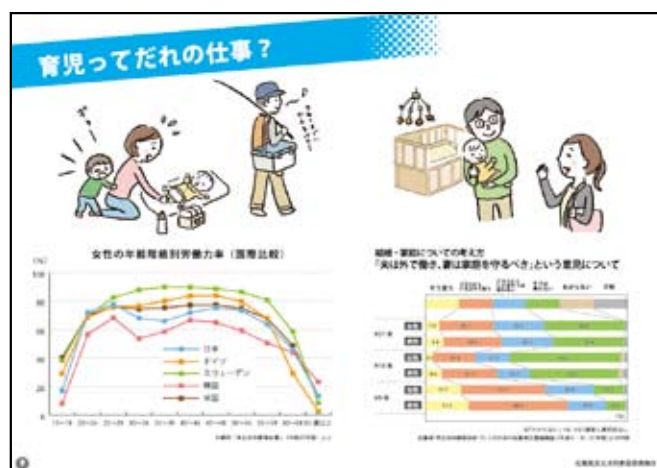
片働き共働きに関わらず、「家事を主体的に担う」意識が男性には弱いと思われるが、①共働きだから分担としての家事をする②日頃はしないが料理が好き、掃除が好きなど、趣味としての家事をする③レジャー的要素の強い「買いもの」はするなど、男性の「家事参画」も少しずつ進んできている。「固定的性別役割分担意識」にとらわれることなく、家事や育児、介護に関わることは、性別に関わりなく一人の個人としての生き方を豊かにすることにつながっている。

★巻末用語集参照

育児ってだれの仕事？ (P9)

【ねらい】

～家庭生活における「男女共同参画」(育児編)～
育児における、「固定的性別役割分担意識」に気づき、子育てしやすい家庭、社会を築くための意識を形成する。



【指導のポイント】

1. イラストから、自分やまわりの家庭での育児の役割分担について考えさせる。家族の多様化や生徒の家庭環境等には十分配慮する。
2. グラフから何が読み取れるのか気づかせ、実態を説明する。
3. 男性の育児休業取得率が低いことについて、生徒に考えさせる。
4. 生徒の意見や感想を尊重しながらも、男女共同参画社会の実現に結びつくような意識づけをする。

【データ】

○育児の分類

- ①世話…育児に関する妊娠・出産以外のすべてのことは、誰でもすることができ、子どもと接する時間が長いほど、愛着関係がつけられていく。
「世話」ができないことに対する葛藤は女性に強く、男性には少ない。
- ②しつけ・教育…性別に関わりなく、「父性」も「母性」もすべての人が持つことが可能である。
- ③子どもと一緒に遊ぶ…将来にわたっての信頼関係を築くために重要である。

○母親の育児不安

- ①生活疲労(ゆとりがない、睡眠不足)
- ②充実感欠如(毎日が繰り返し、子のため我慢)
- ③育児不安(うまく育てているのか、わずらわしい)

○父親が育児をする要因

- ①状況要因…父親の労働時間が短い、母親がフルタイムで働く、子どもが小さくて手がかかる、祖父母が近くにいない
- ②権力要因…権力資源(収入など)をより多く持つと、相手に育児を分担するよう交渉する力が強くなり、相手の育児負担が増える
- ③意識要因…「性別役割意識」がその人の育児行動を規定する
 - ①から、父親が育児をしやすくする環境を整えること(労働時間の短縮)
 - ②から、母親の発言力を高めること
 - ③から、性別役割意識を解消することが、父親の育児参加を増やすために有効であるといえる

○少子化対策とワーク・ライフ・バランス

2002年(平成14年)国は、男女共同参画の理念にマッチした、新しい少子化対策の段階に入った。少子化の背景にある「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直し、2007年(平成19年)には仕事と、家事・育児・介護などの生活の両立に向けて、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて取り組みを始めた。男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするというものである。

2004年 子ども、子育て応援プラン(～2009)

2007年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議

2007年 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」

「仕事生活の調和推進のための行動指針」を策定

～夫の育児・家事参加が出生力に影響を与える～

夫が育児に協力するほど、第1子出産時に妻が仕事を継続する割合が高く、第2子出産にもつながっているといわれている。

○経済・雇用の側面から考える

終身雇用制度と年功序列賃金制をベースに、男は仕事・女は家事育児という性別役割分担を通して「男性稼ぎ手モデル」が構築されてきた。しかし、これからは、非正規雇用の増加、賃金上昇率の低下、少子高齢化に伴う生産年齢人口(15～64歳)の減少など、今までの経済システムの秩序は崩壊していくので、性別に関わりなく誰もが安心して働くことができる社会を目指し、家族のために関われる雇用条件やその他の制度を整備する必要がある。

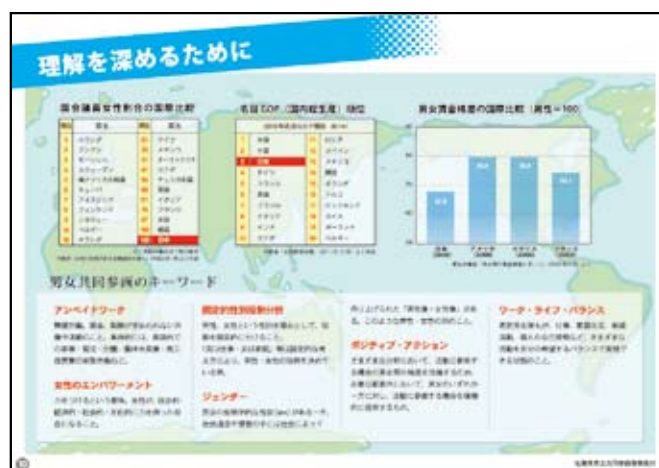
○意識改革

育児は母親がするものと考えている父親は、育児休業の条件が改善され整備されても「育児休業はとりたくない」と思っているのではないか。育児に主体的に関わることが豊かな人生を送ることにつながるという意識の改革も必要である。

理解を深めるために(P10)

【ねらい】

日本は経済的に名目GDP（国内総生産）3位と上位にあるが、男女共同参画社会の実現はまだまだ進んでおらず、男女間の賃金格差や女性の国会議員の割合が世界と比較して下位にある状況を知る。



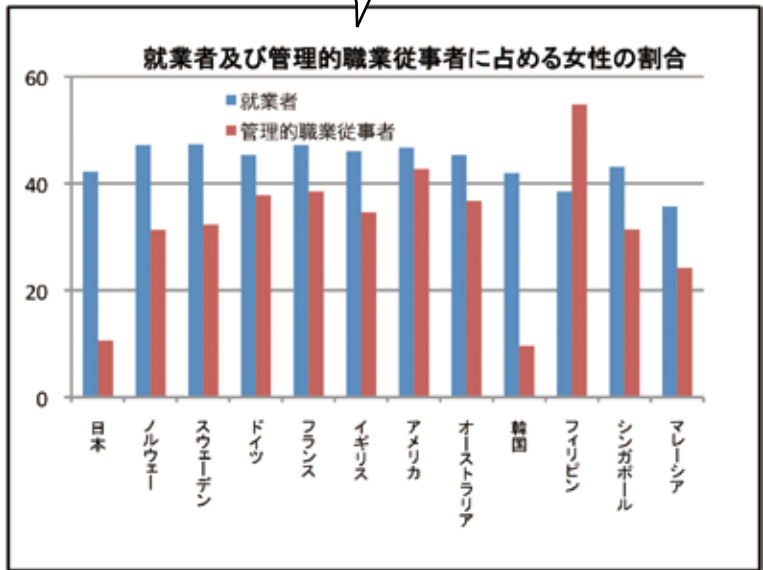
【指導のポイント】

1. 各グラフやデータを読み取り、日本の現状を把握する。
2. 日本における男女間賃金格差の要因を考える。部長・課長などの役職における女性割合が低いことと、勤続年数の違いによる影響が大きいことが挙げられるが、それはなぜかも考える。
3. 日本は国会議員や女性の管理職比率が欧米諸国に比べて低い。この要因として何が背景にあるか考える。
(資料①②)
4. 男女共同参画の基本的な用語を理解する。

【データ①】

順位 (下院)	国名	下院又は一院制			
		議員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
1	ルワンダ	80	45	35	56.3
2	アンドラ	28	15	13	53.6
3	セーシェル	31	14	17	45.2
4	スウェーデン	349	157	192	45.0
5	南アフリカ共和国	400	178	222	44.5
6	キューバ	586	253	333	43.2
7	アイスランド	63	27	36	42.9
8	フィンランド	200	85	115	42.5
9	ノルウェー	169	67	102	39.6
10	ベルギー	150	59	91	39.3
10	オランダ	150	59	91	39.3
21	ドイツ	622	204	418	32.8
35	メキシコ	500	131	369	26.2
41	オーストラリア	150	37	113	24.7
41	カナダ	308	76	232	24.7
55	チェコ共和国	200	44	156	22.0
55	英国	650	143	507	22.0
61	イタリア	630	134	496	21.3
76	フランス	577	109	468	18.9
87	米国	434	73	361	16.8
100	韓国	299	44	255	14.7
122	日本	480	54	426	11.3

我が国の就業者に女性が占める割合は、諸外国と同水準だが、管理的職業従事者に占める女性の割合は、欧米諸国と比べ著しく低く、フィリピン、マレーシア等のアジア諸国よりも低くなっている。



～「2020年30%」の目標～
政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、第3次男女共同参画基本計画に、政治、国家公務員・地方公務員、民間企業、教育・研究などの幅広い分野における女性の参画について数値目標を設定しています。

【データ②】

～人間開発や男女共同参画に関する指数の国際比較～

① G I I (ジェンダー不平等指数)

順位	国名
1	スウェーデン
2	オランダ
3	デンマーク
4	スイス
5	フィンランド
6	ノルウェー
7	ドイツ
8	シンガポール
9	アイスランド
10	フランス
11	韓国
12	ベルギー
13	スペイン
14	日本
15	イタリア
16	オーストリア
17	チェコ共和国
18	オーストラリア
19	ポルトガル
20	カナダ

② H D I (人間開発指数)

順位	国名
1	ノルウェー
2	オーストラリア
3	オランダ
4	米国
5	ニュージーランド
6	カナダ
7	アイルランド
8	リヒテンシュタイン
9	ドイツ
10	スウェーデン
11	スイス
12	日本
13	香港
14	アイスランド
15	韓国
16	デンマーク
17	イスラエル
18	ベルギー
19	オーストリア
20	フランス

③ G G I (ジェンダーギャップ指数)

順位	国名
1	アイスランド
2	ノルウェー
3	フィンランド
4	スウェーデン
5	アイルランド
6	ニュージーランド
7	デンマーク
8	フィリピン
9	レト
10	スイス
11	ドイツ
12	スペイン
13	ベルギー
14	南アフリカ共和国
15	オランダ
16	英国
17	米国
18	カナダ
⋮	⋮
98	日本

国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2011」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2011」より作成

GII (ジェンダー不平等指数)

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、**日本は146カ国中14位であった。**(順位が高いほど、人間開発が阻害される要因が少ない)。保健分野等日本が優れた分野が含まれている結果と考えられるが、男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられる。

HDI (人間開発指数)

「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という3つの側面を測定した指数。**日本は187カ国中12位であった。**

GGI (ジェンダー・ギャップ指数)

各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されている。**日本は135カ国中98位であった。**特に、政治分野及び経済分野における男女差が大きいため、日本はこのような低い順位になっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、女性が政治・経済活動で意思決定過程に参画する機会が不十分であることがわかります。

●アンペイドワーク

無償労働。賃金、報酬が支払われない労働や活動のこと。具体的には、主に女性が担っている家庭内での家事・育児・介護、農林水産業・商工自営業の家族労働など。

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

●女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的な力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいう。第4回世界女性会議の北京宣言および行動要領では、この「女性のエンパワーメント」が真の男女平等を達成する上で不可欠なキーワードであることが示されている。

●クオータ制

議会や審議会など公的機関や政党などで、構成する人員の性別が一方に偏らないように、一定の枠を割り当てる制度のこと。北欧諸国を中心に広がり、ノルウェーのクオータ制では、すべての審議会・委員会・評議会でも一方の性が40%以下となってはならないと定めている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー (gender)

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー・イクオリティ (gender equality)

両性の社会的平等。性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消された状態。

●ジェンダー・バイアス (gender bias)

後天的につくられた社会的性差（男らしさ・女らしさ）などによってうまれる認知の歪み、決めつけ、思いこみなど。また、性による区別や男女の非対称的な扱い。

●性的自己決定権

女性の人権として提起されてきた重要な概念であり、性的自由の基礎となる概念。人は誰でも人間として尊重される権利を持ち、誰からも性的行為を強要されてはならない。女性の「NO」は「NO」であり、性的行動を自分で決める権利をもつ。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要など、様々な態様のものが含まれる。セクハラが発生した場合、そのセクハラのために勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられ、改正男女雇用機会均等法では「事業主は、職場におけるセクハラをなくすため必要な対策をとらなければならない。」と定めている。

●ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的マイノリティー）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいう。1994年カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利だが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由等が含まれる。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。